

質 疑 書

告示番号第 16 号

件名 十日市浄水場汚泥処理棟改修工事

	質 問 事 項	回 答
1	プラント設備の仮設移設、撤去復旧・電気配管配線の移設工事にあたり、事前に既設設備の状況を確認する必要がありますが、仕様書「第2項 仮設機器使用等」に記載されている機器の操作・正常作動の判断ができません。この確認は市担当者若しくは運営管理会社がされるのでしょうか。	市担当者の立会いの下で、受注者が仮設移設前・後、復旧後の作動確認を行い、仮設移設前の作動と違いがないか確認し、市担当者が正常作動の判断を行います。
2		
3		
4		
5		